

公立大学法人沖縄県立芸術大学における個人情報の保護に関する規程

令和5年4月1日

沖芸大規程第137号

(法令の適用関係)

第1条 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）並びに個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年沖縄県条例第54号）及び個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年沖縄県規則第40号）に定めるもののほか、公立大学法人沖縄県立芸術大学（以下「法人」という。）における個人情報の保護については、次条及び第3条に定めるものを除き、知事における個人情報の保護に関する規則（令和5年沖縄県規則第41号）の例による。

(開示請求に係る手数料)

第2条 法第89条第7項の規定により納めなければならない手数料の額は、0円とする。

(費用の納入)

第3条 法人の開示決定に基づき地方公共団体等行政文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

2 前項に規定する費用は、別表に定めるとおりとし、あらかじめ納付しなければならない。

3 政令第28条第5項の規定による地方公共団体等行政文書の写しの送付に要する費用の納付の方法は、郵便切手で納付する方法その他法人が認める方法とする。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、法人における個人情報の保護に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（令和5年3月27日理事長決裁）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年11月9日理事長決裁）

(施行期日)

1 この規程は、令和5年11月9日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(公立大学法人沖縄県立芸術大学が取り扱う個人情報の保護に関する規程の廃止)

2 公立大学法人沖縄県立芸術大学が取り扱う個人情報の保護に関する規程（令和3年沖芸大規程第10号）は、廃止する。

(口頭により開示請求ができる保有個人情報の廃止)

3 口頭により開示請求ができる保有個人情報（令和3年4月1日）は、廃止する。

別表（第3条関係）

公文書の種類	区分	費用	
文書又は図面	複写機により複写したもの	1枚につき	白黒10円 (日本産業規格A列3番(以下「A3」という。)まで)
			カラー80円(A3) カラー50円(A3未満)
	スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をCD-R(700メガバイトまでのものに限る。)に複写したもの	1枚につき	100円
電磁的記録	用紙に出力したものを複写機により複写したもの	1枚につき	白黒10円(A3まで)
			カラー80円(A3) カラー50円(A3未満)
	録音カセットテープ(120分テープに限る。)に複写したもの	1巻につき	210円
	ビデオカセットテープ(VHS方式の120分テープに限る。)に複写したもの	1巻につき	350円
	フロッピーディスク(3.5インチ2HDに限る。)に複写したもの	1枚につき	30円
	CD-R(700メガバイトまでのものに限る。)に複写したもの	1枚につき	100円
	DVD-R(4.7ギガバイトまでのものに限る。)に複写したもの	1枚につき	120円

備考

- 1 用紙の両面に印刷された写しを作成する場合には、片面を1枚として計算する。
- 2 交付する写しの用紙の大きさは、A3までとする。A3を超える大きさの場合は、原則としてA3までの大きさの用紙による分割複写により処理するものとし、A3の大きさの用紙を用いた場合の枚数に換算して写しの枚数を計算するものとする。
- 3 この表の区分の欄に掲げる複写の方法は、法人が保有する専用機器及びプログラムにより行うことができるものに限る。
- 4 この表の区分の欄に掲げるもの以外のものの作成に要する費用の額は、実費相当額とする。